

## 児童手当に関するQ & A

### 児童手当についての用語

受給者…手当を受給している児童の父や母など。原則、所得の高い方になります。

配偶者…受給者から見て、夫または妻にあたる方です。

児童…養育している児童

監護…監督・保護して養育していること

生計同一…父母が児童を養育している場合

生計維持…父母以外が児童を養育している場合

被用者…厚生年金加入者

非被用者…国民年金加入者

### Q 1 児童手当は子どもが何歳までもらえますか？

支給対象は中学生までの児童です。しかし、高校3年生（18歳になった3月末まで）の養育している児童についても養育児童数（第1子、第2子等）の算定に含みますので、高校生以下のお子さんについても養育していれば新規申請、現況届には必ず届出をしてください。

### Q 2 児童手当は、どんな時に新規申請するのですか？

赤ちゃんが誕生した時や、佐伯市に転入した場合などです。15日以内に申請手続きをしないと支給されない月が発生することがあります。

また、次のようなときにも手続きが必要です。

- ・ 転出するとき
- ・ 単身赴任や児童の進学などの理由で児童と別居したとき
- ・ 児童が施設等に入所したとき
- ・ 受給者や児童が死亡したとき
- ・ 氏名を変更したとき
- ・ 振込口座を変更したいとき
- ・ 離婚などで受給者を変更するとき

※上記以外にも手続きが必要な場合があります。

### Q 3 児童手当の申請には何が必要ですか？

主なものは、身分証明書（運転免許証など）、健康保険証、受給者（申請者）と配偶者のマイナンバーがわかるもの、受給者名義の振込先の通帳、印鑑、児童と別居している場合は「別居・監護申立書」なども必要になります。受給者によってはこれ以外に必要なものがありますので、不明な点はお問い合わせください。

**Q 4 佐伯市から転出します。児童手当の手続きは必要ですか？**

佐伯市から転出する場合、消滅届の提出が必要です。転出予定日の属する月までの手当を支給します。(例) 転出予定日 10 月 10 日…10 月分まで佐伯市から支給

なお、転出予定日の翌日から 15 日以内に転入先市町村で申請手続きしてください。手続きが遅れると支給されない月が発生することがあります。

**Q 5 子どもだけが進学のため転出しました。**

児童を養育している場合は、「別居・監護申立書」を提出してください。なお、高校生の児童でも別居している場合は「別居・監護申立書」の提出が必要です。

**Q 6 公務員になった場合の手続きは？**

公務員の方は勤務先から支給されるようになりますので、佐伯市に消滅届を提出してください。重複して支給を受けている場合は返還が必要になります。

また、公務員を退職された場合は、佐伯市に新規申請をする必要があります。手続きが遅れると支給されない月が発生することがあります。

なお、申請に必要なものは Q 3 にあるものと、勤務先からの消滅通知書や辞令の写しなどが必要になります。

**Q 7 現況届（げんきょうとどけ）とは何ですか？**

児童手当の受給者の方は毎年 6 月 1 日の状況（児童の監護・生計同一関係など）を届出ることになっています。手当を受けるための更新手続きのようなものです。

**Q 8 現況届を提出しないと、児童手当を受給できないのでしょうか？**

現況届の提出期限は 6 月末です。現況届を提出しないと、6 月分以降の手当を受けることができません。提出期限を過ぎると支給が遅れることがありますので、必ず期限内に提出してください。

なお、時効（2 年）を過ぎると受給の権利が消滅します。

**Q 9 「監護の有無」とはなんですか？**

「監護」とは児童の面倒を見て養育している、という意味なので、特別な事情がない限り「有」になります。

**Q10 「生計関係」の「同一」と「維持」の違いはなんですか？**

父母が児童を養育している場合は「生計同一」、父母以外が児童を養育している場合は「生計維持」となります。父母以外（祖父母の方など）が児童を養育している場合は「生計維持」となり、現況届と「監護・生計維持申立書」の提出が必要になります。

**Q11 現況届を紛失してしまいました。再発行はできますか？**

再発行できますので担当課にご連絡いただくか、または窓口用紙がありますので、記入し提出してください。

**Q12 記入間違いをしてしまいました。**

間違えたところは二重線を引き、訂正印を押してください。

**Q13 現在受給している夫よりも、妻の所得が高い場合はどうなりますか？**

現況届の審査の結果、受給者の変更が必要になる対象者の方にはご連絡いたします。申請に必要なものはQ3をご覧ください。

**Q14 単身赴任で妻と子と別居している場合、住民票などは必要ですか？**

マイナンバーを提供していただければ、住民票や所得課税証明書の提出は不要ですが、別居・監護申立書の提出が必要です。

**Q15 公務員ですが、佐伯市に現況届を提出する必要はありますか？**

公務員の方は勤務先から児童手当が支給されているので、現況届も勤務先に提出してください。ただし、派遣や出向、独立行政法人、国立大学法人の方はお住いの市町村での手続きが必要です。

**Q16 現況届は郵送で提出できますか？**

佐伯市では児童手当の現況届について、郵送での提出を受け付けています。日中お仕事などで来庁できない方は是非ご利用ください。

**Q17 児童手当を子どもの口座に振り込みしてほしいのですが。**

児童手当は受給者本人名義の口座に振込みます。配偶者や児童の口座には振込できません。

**Q18 離婚協議中により別居しています。児童手当の受給者を変更できますか？**

父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。ただし、住民票上も別居していることや双方からの申立書、離婚調停中であれば事件係属証明書などが必要になります。

**Q19 児童手当の支給日はいつですか？**

佐伯市では、6/10、10/10、2/10に前月分までの手当を支給します（土日祝日ならその前日に振込）。支払通知書は送付しませんので、通帳を記帳してご確認ください。

支給月	内訳	支給日
6月	2～5月分	支給月の10日に振込 (土日祝日の場合は、その前日に振込)
10月	6～9月分	
2月	10～1月分	

【児童手当支給金額】 児童1人当たりの額

支給対象年齢		所得制限限度額未満	所得制限 限度額以上
3歳未満		月額 15,000円	月額 5,000円
3歳～小学生	第1・2子	月額 10,000円	
	第3子以降	月額 15,000円	
中学生		月額 10,000円	

※第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。